

## 武豊町公共施設等基本計画策定業務委託公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領 4 ページ 11. (1)③会社の受託実績【様式第3号】	同種、類似業務の条件記載がございますが、大項目として「建築・構造・電気設備・機械設備に関する検討」、小項目として「敷地及び周辺環境の調査、条件の整理」、「施設整備における諸手続き・協議等に必要となる資料の作成」、「施設の機能・規模の整理と基本構想の検討（必要な施設の機能・規模の整理、事業の基本コンセプトの検討、施設のボリューム・建物配置等についての検討・整理、標準プランの作成、概算コストの検討、事業提案の評価指標・基準についての検討・整理）」、「民間収益施設及び賑わい創出に係る検討」、「施設の要求水準の検討・整理、実現可能性調査及びモデルプランの作成」、「コストの検討」、「民間事業者の募集に係る施設整備及び維持管理・運営に関する検討」、「事業が円滑に実施されるための資料作成及びアドバイス等」が委託特記仕様書に記載されている業務は基本計画業務の実績として、対象になりますでしょうか。	実績として対象となるかどうかは、業務名称のみによらず、委託特記仕様書、業務内容、成果品等を踏まえ、業務全体として基本計画策定業務又は基本設計業務に該当するかどうかにより判断します。単に仕様書の一部に基本計画的な検討項目が含まれていることのみをもって直ちに対象とするものではありません。最終的な取扱いについては、提出された様式第3号及び添付資料に基づき個別に確認・判断します。必要に応じて、業務内容が確認できる資料の提出を求める場合があります。
2	資料	当該計画敷地の測量図はご提示いただけますでしょうか。	当該計画敷地の測量図については、関連資料として貸与します。
3	資料	現状での地質調査データがございましたら、ご提示いただけますでしょうか。	現状で保有している地質調査データについては、関連資料として貸与します。
4	公募型プロポーザル実施要領、業務提案書等評価要領	一次審査で得た評価点は、二次審査の評価点に反映されますでしょうか。	反映されます。評価要領に基づき、一次審査及び二次審査の評価点を合算して200点満点で評価します。
5	公募型プロポーザル実施要領、業務提案書等評価要領	一次審査後、今回とは別に二次審査の内容について質疑を行う機会がありますでしょうか。	ありません。二次審査の内容については「業務提案書等評価要領」に示すとおりであり、質問の受付は実施要領に定める期間内のみとします。
6	公募型プロポーザル実施要領、p4 ③会社受託実績 様式第3号について	完了したことを証明する書類(完了届等)について、基本・実施設計契約の場合、業務がすべて完了時の書類を添付すればよろしいでしょうか。	差し支えありません。基本設計及び実施設計を一体の契約として締結している場合は、当該契約全体の履行完了が確認できる書類を添付してください。

No.	質問項目	質問内容	回答
7	公募型プロポーザル実施要領、p4 ③会社受託実績について添付書類について	業務概要や技術的特徴は、求められている具体的記載内容をご教示ください。また、別紙で添付することのできる書類の詳細業務内容も、求められている具体的内容をご教示ください。記載内容が重複する場合、様式第3号又は別紙のいずれかに記載があればよろしいでしょうか。	様式第3号の「業務概要や技術的特徴」には、当該業務が同種又は類似業務に該当することが確認できる内容を記載してください。例えば、対象施設の用途、延床面積、業務段階(基本計画又は基本設計)、主な業務内容、技術的特徴等が分かる内容を想定しています。様式第3号本紙と別紙の記載内容が一部重複することは差し支えありませんが、少なくとも様式第3号本紙には、実績の概要が分かる程度の記載をしてください。
8	様式第5号	様式第5号の用紙右肩に記載ある「○人/2人」は、管理技術者、主担当技術者の2人分の連番の表記と考えてよろしいでしょうか。	差し支えありません。本業務で記載する2名分のうち、何人目の資料であるかが分かるよう記入してください。
9	様式第5号	実務経験年数(うち同種業務)について、(うち同種業務)における年数での表記は難しいため、件数等の表示でもよろしいでしょうか。	実務経験年数は年数で記載してください。また、(うち同種業務)についても、原則として同種業務に携わった年数で記載してください。なお、参考として件数を補足的に併記することは差し支えありませんが、件数のみの記載は不可とします。
10	様式第5号	様式第5号の経歴等の記載内容は、学歴、職歴を記載すればよろしいでしょうか。	職歴を基本として、本業務の実施に関連する経歴が分かるように記載してください。
11	様式第5号	業務提案書等評価要領p4「③管理技術者及び主担当技術者の実績に対する評価」で、庁舎事務所系実績、庁舎・事務所系実績の先進性等、複数の項目が1つの物件で該当する場合、該当する評価内容を紙面内に記載すればよろしいでしょうか。また、記載する場合の表現の方法をご教授ください。	1つの実績が複数の評価項目に該当する場合は、当該実績について該当内容が分かるように記載してください。記載方法は任意ですが、例えば、業務内容欄や主な実績と内容欄に、同種業務又は類似業務の別、契約・履行時期、複合施設又は官民連携施設に該当する内容、本人の担当立場等が分かるよう整理してください。
12	業務提案書等評価要領 p4	業務提案書等評価要領p4「公共複合用途施設」は、異なる用途の公共施設が2つ以上有する施設と考えてよろしいでしょうか。	差し支えありません。「公共複合用途施設」は、異なる用途の施設機能を複合的に有する施設を想定しており、異なる用途の公共施設を2つ以上有する施設を含みます。
13	実施要領7.(11) 会社実績について	会社実績として、国又は地方公共団体における庁舎整備に関する業務と記載がありますが、警察署庁舎や消防署庁舎は実績として、対象になりますでしょうか。また、今回は保健センターや交流施設の計画でもありますので、同種の施設は同様に実績として、対象になりますでしょうか。	警察署庁舎や消防署庁舎については、発注者が国又は地方公共団体であり、庁舎として整備された業務である場合は、実施要領7.(11)の要件を満たす限りにおいて対象となり得ます。一方、保健センターや交流施設単独の業務実績については、実施要領7.(11)において求めている実績が「国又は地方公共団体における庁舎整備に関する業務」であるため、当該施設のみ業務実績は対象となりません。

No.	質問項目	質問内容	回答
14	実施要領7.(11) JV参加について	JV参加の場合は代表企業が実績を有していれば、参加できますでしょうか。	本プロポーザルは、単独事業者による参加とし、共同企業体(JV)による参加は認めていません。 なお、参加事業者が責任をもって業務を履行することを前提に、必要に応じて一部業務について協力事業者等を活用することを妨げるものではありません。
15	実施要領11. JV参加の提出書類について	JV参加の場合は設計共同企業体協定書などの提出が必要でしょうか。必要な場合は他にもどのような書類が必要かをお示しください。	前問のとおり、本プロポーザルにおいてJVによる参加は認めていないため、JV関連書類の提出は不要です。
16	実施要領7.(11) 会社実績について	合同庁舎のPFI手法による整備検討業務(施設整備に関する全般的な検討を行う業務)は基本計画業務の実績として、対象になりますでしょうか。	業務名称のみにより一律に判断するものではありませんが、合同庁舎のPFI手法による当該業務が実質的に基本計画策定業務又は基本設計業務に該当すると認められる場合は、対象となり得ます。 なお、最終的には、委託特記仕様書、業務内容、成果品等により個別に確認・判断します。
17	実施要領11.(1)⑤ 技術者実績、評価要領3.(1)③について	管理技術者及び主担当技術者の業務実績として、警察署庁舎や消防署庁舎は実績として、対象になりますでしょうか。また、今回は保健センターや交流施設の計画でもありますので、同種の施設は同様に実績として、対象になりますでしょうか。	警察署庁舎や消防署庁舎については、発注者が国又は地方公共団体であり、庁舎として整備された業務である場合は、実施要領11.(1)⑤に定める同種業務又は類似業務の要件を満たす限りにおいて対象となり得ます。 一方、保健センターや交流施設単独の実績については、実施要領11.(1)⑤において同種業務を「3,000㎡以上の国又は地方公共団体における庁舎の基本計画・基本設計業務」、類似業務を「3,000㎡以上の民間施設を含む事務所ビルの基本計画・基本設計業務」と定義しているため、当該施設の実績は対象となりません。